

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年4月から同年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成16年4月1日から17年9月1日まで

私は、申立期間はA社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、平成16年4月から同年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは30万円と記録されていたものが、16年12月10日付けで20万円に減額処理されている。

また、A社においては、申立人と同様に、多数の者の本件申立期間に係る標準報酬月額が、平成16年12月10日付けで遡及して減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る平成16年度及び17年度の滞納処分票によると、同社は当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人に係る市民税・県民税課税台帳記載事項証明書により確認できる申立人の平成16年及び17年の給与支給額及び社会保険料控除額は、16年12月10日付けで遡及減額処理された後の標準報酬月額を基に試算した当該各年の給与支給額及び社会保険料控除額とは大きく乖離し、当該遡及減額処理前の標準報酬月額を基に試算した当該各年の給与支給額及び社会保険料控除額に近い額となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所により平成16年12月10日

付けで行われた遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について遡って標準報酬月額の見直しを行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成16年4月から同年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。